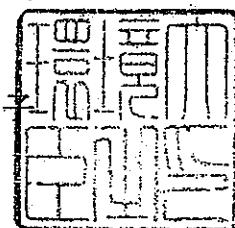




諮詢第124号
環水管発第040827001号
平成16年8月27日

中央環境審議会会長
森 篤 昭 夫 殿

環境大臣
小池百合子



水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について（諮詢）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について、貴審議会の意見を求める。

[諮詢理由]

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準については、平成15年11月5日付で、水生生物保全の観点からの環境基準を新たに追加設定したところである。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、環境の保全に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるように努める必要がある。

本諮詢は、このような状況を踏まえ、水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

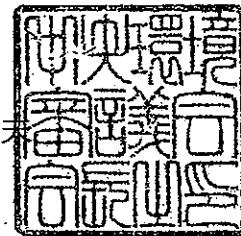
写

中環審第202号
平成16年8月27日

中央環境審議会水環境部会

部会長 村岡 浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森嶌 昭夫



水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について（付議）

平成16年8月27日付け環水管発第040827001号をもって、環境大臣より当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、
水環境部会に付議する。